石見智翠館高等学校硬式野球部 OB 会規約

第一章　総則

第１条（名称）

本会を石見智翠館高等学校硬式野球部 OB 会（略称／石見智翠館野球部 OB 会）（以下「本会」という。）と称する。

第２条（事務所）

本会の事務所を次の所在地に置く。

島根県江津市渡津町 1904 番地 1

第二章　目的及び事業

第３条（目的）

本会の目的は、次のとおりである。

（１）石見智翠館高等学校硬式野球部の発展に貢献すること。

（２）会員相互の親睦を図ること。

第４条（事業）

本会は、第３条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）石見智翠館高等学校硬式野球部の発展に寄与する事業。

（２）会員相互の親睦を図るための事業。

（３）その他、本会の目的達成に必要な事業。

第三章　会員

第５条（会員）

本会は、第３条の目的を達成するために次の会員をもって組織する。

（１）　正会員

正会員は石見智翠館高等学校硬式野球部又は、旧 江の川高等学校硬式野球部に在籍し、本校を卒業した者。

（２）　名誉会員

名誉会員は野球部 OB 以外で当部の部長又は監督、コーチを歴任した者。

（３）　賛助会員

賛助会員は本会の主旨に賛同し、正会員の推薦を受け、幹事会で承認を得た者。

第６条（除名）

会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決によって当該会員を除名することができる。

（１）この規約に違反したとき。

（２）本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（３）その他、除名すべき正当な事由があるとき。

第７条（会員資格の喪失）

除名のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）当該会員が死亡したとき。

（２）本会が解散したとき。

第四章　会費

第８条（会費）

会員は、次に定める会費を支払うものとする。

（１）　年会費１口１，０００円とし、２５歳未満は３口以上、それ以外は５口以上の協力を要請する。但し、既納の会費はいかなる理由によるも返納しない。

第五章　役員

第９条（役員）

本会に、次の役員を置く。

（１）顧問　　若干名

（２）会長　　１名

（３）副会長　　２名～３名

（４）会計監査　２名

（５）会計　　２名～３名

（６）幹事　　各学年より１名～３名

第１０条（役員の任期）

役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。

第１１条（役員の選出）

（１）会長及び副会長は幹事会の中より選出し、総会にて承認する。

（２）幹事は、各年度より会員の推薦により選出し、会長又は副会長が承認する。

（３）顧問は本会及び母校野球部に功労のあった者より選出し、総会にて承認する。

（４）会計監査は幹事会より、会長又は副会長が選出し、承認する。

第六章　総会

第１２条（通常総会）通常総会は、毎年１回、事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。

第１３条（臨時総会）幹事会の決議又は、会員の過半数の要求があった場合、会長は臨時総会を招集することができる。

第１４条（議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、副会長がこれにあたる。

第１５条（総会の成立）

総会は会員の出席者をもって成立する。

但し委任状により表決権を委任した者は出席とみなす。

総会の議事は出席会員の過半数を持って議決し可否同数のときは議長が決定する。

第七章　役員会

第１６条（役員会）

本会に役員会を置く。

（１）役員会は、役員をもって組織する。

（２）会長が必要とあると認めるとき、会長が招集する。

（３）会計監査は、役員会に出席し意見を述べることができる。

第１７条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第八章　幹事会

第１８条（幹事会）

本会に幹事会を置く。

（１）幹事会は、役員（顧問をのぞく）をもって組織する。

（２）幹事会は、各年度より会員の推薦により選出された幹事をもって構成する。

（３）会長が必要とあると認めるとき、会長が招集する。

第１９条（幹事会の議長）

幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

第九章　会計及び資産

第２０条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年１１月１日に始まり翌年１０月３１日に終わる。

会計年度終了後、速やかに会計監査を行うものとする。

第２１条（収入）

本会の収入は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第２２条（支出）

本会支出は、会長及び役員に一任するが、野球部への後援に対するもの及び慶弔以外の支出は認めないものとする。

但し、例外的に支出が必要な場合、幹事会の承認を得るものとする。

第２３条（保管・運用）

資産の保管及び運営は幹事会がその任にあたる。

第十章　規約の変更

第２４条（規約改正）

本会規約を変更するには、総会の決議を要する。

第２６条（付則）

本会規約の施行に必要な細則は幹事会で決定する。

附則

本会の設立年月日は平成２６年５月１日とする。

この規約は、平成２６年１１月２５日から施行する。

平成 30 年 11 月 15 日一部改訂

別表１　慶弔規程

本会の慶弔規程を次のとおり定める。

（１）　必要と認められる慶弔費については、幹事会の承認を得る。